「はせ日記」から読み解く

オリンピック招致最大の問題

「原発汚染水」

日本の窮地を救え！馳浩!!

9月5日（招致決定2日前）

10時半、記者会見へ。アスリート宣言発表。
質疑応答においては、ドーピング対策や汚染水問題や、2度目の東京五輪開催の意義について。
汚染水の問題に関する質問は、国会議員として答弁させていただく。

「放射性廃棄物処理法案を議員立法として成立させた国会議員の立場として答弁させていただく。事実関係を把握して、正しい情報に基づいて対処することが重要。基準値に基づいて、環境にも健康にもまったく問題ない濃度である。政府の責任において、念には念を入れ、斜壁を作るなど、460億円の予算措置で対応することも決まっている。」と、具体的な数値を上げ、現状の説明をさせていただく。

事実関係（濃度、政府の対策、国際機関における評価）を明らかにしながら、この汚染水問題について対処すべきだ。

ブルームバーグ紙の記者から、
「今朝の記者会見でのハセの説明はわかりやすかったし、問題を感じなかった。どうして昨日、竹田さんは馳のような説明ができなかったのか？」と声をかけられたので、事実関係を改めて説明する。

馳の活躍を伝えるスポーツ紙

馳浩本部長が五輪柔道票のお礼行脚へ

自民党招致推進本部の馳浩本部長(52)が12日、国際オリンピック委員会（IOC）委員らへの「お礼行脚」のため渡欧した。レスリング世界選手権（16日～・ブダペスト）に臨むフリー選手団の団長としての出発だが、大きな目的は「関係者に、招致実現のお礼を伝えること」と話した。

ハンガリーには、招致実現のキーマンとなった国際柔道連盟のビゼール会長も在住する。同氏の持つ20票近くがマドリードに流れたとの情報を得て、推進本部が反応。前全柔連会長の上村春樹氏を呼び、柔道世界選手権の行われていたリオデジャネイロで「多数派工作をした」と明かした。結果は大勝。「スポーツアコード会長のビゼール氏とIOC委員のアハマド氏（クウェート）の影響力は絶大だった」と振り返った。

欧州ではビゼール氏以外にも東京の招致に協力してくれたIOC委員らにも直接会っておれを言う予定。「きちんとあいさつし、五輪成功を約束することが、今後につながる」。隠れた招致の立役者となった馳氏は真剣な表情で話した。

（2013年9月13日 日刊スポーツ紙面から）

9月6日（招致決定前日）

10時、ヒルトンホテル2階控室にて、記者会見打ち合わせ。
猪瀬都知事、滝川クリステルさん、フェンシングの太田選手、そして、国会議員代表として馳浩。
「馳さんがいると、安心できます。福島問題と汚染水の問題は、よろしくお願いします！」
という招致委員会からの要請を受け、陪席することに急きょ決定。
10時半、記者会見開始。案の定、質問あり。
猪瀬都知事の後、答弁。

「自民党の福島復興本部の役員として答弁します」

「福島で流通している水も食品も、1ミリシーベルトの100分の1以下であり、全く健康に問題はありません」

「福島第1原発の港湾内の沿岸部に汚染水が漏れていることは事実ですが、その濃度は、国際的な基準に照らしても全く問題ない濃度です」

「政府も国会も、福島県にある困難な問題の一つとして、この汚染水問題に関心を持ち、解決のために取り組んでいます」

「国の責任において、斜壁を建設したりして封じ込めることにしています」

「地下水への浸透も課題であり、数値を公表することになっております」

「法律に基づいて、除染をし、閉じ込めることになっています」

「科学的知見に基づいて、国際的な評価基準に照らし合わせ、福島近隣の住民の声を聴いて対処することになっています」と。

「最初からこういう説明していればよかったのに。どうしておとといの竹田会長の記者会見時に、馳さんが答弁しなかったの？」と、海外の記者からも言われてしまう。

こういうところが、もしかしたら招致委員会の想定外だったかもしれない。

猪瀬都知事と私が答弁した後は、福島問題も、汚染水についての質問も、なし。

五輪招致だけではない 馳浩の「決める政治」

与野党の「いじめ法案実務者協議座長」として

「不登校新聞」にて馳が語る

議員立法「いじめ防止対策推進法」が6月21日成立、9月28日施行

自民党案は5月8日に決定。与野党案が出揃い、馳が「いじめ法案実務者協議座長」として与党案をベースに与野党案を取りまとめた。一時、取りまとめが困難と報道される中で成立までこぎ着けた。

以下、「不登校新聞」365号（2013年7月1日）のインタビュー記事。

いじめ対策法作成の中心人物・馳浩議員に聞く

今国会で成立した「いじめ防止対策推進法」。法案作成時から中心的な役割を担ってきたのが馳浩議員（自民党）。法案成立から3日後の6月24日、馳浩議員に本紙が単独取材を行なった。法制定に向けて、なにをポイントにしていたのか、いじめによる不登校は、どう位置づけられたのか、などについてお聞きした。

▼制定に向けて大事にされた点はなんでしたか？

たくさんありますが、やはり「見て見ぬふりをさせない」ということです。そのためには、学校を密室化させず、教員がチームを組み、継続的に見守っていく体制をつくっていくこと。国や地方公共団体は財政的に支援し、社会全体にアナウンスメントしていく。こうした点を盛り込みました。

そもそもいじめは大人社会にもごまんとあります。自民党にだってあります。いじめは誰にだって起こりえます。でも、そのいじめで心身が傷つき自殺に至る事案だってたくさんあるわけです。「その程度のことで」と切り捨ててはいけません。一方、誰もがいじめる可能性を持っています。それが人間社会の宿命ですし、だからこそセーブしていく、見て見ぬふりをせずに体を張って守っていく、そういう正義感を育てていくべきだと思っています。

▼条文では「重大事態」として「いじめによる不登校」が位置づけられました。

不登校の原因がいじめだと明確にわかった場合、ていねいに対応しなければいけません。

「ていねいに」という意味のなかには、当然、学習権の機会確保が含まれます。条文には附則第2条には「当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行なう」と書かれています。残念ながら、いまの制度では学校を選べません。いくらいじめられた側が謝罪を受けてもその学校に通えないこともあるでしょう。そうであるならば、子どもの学習権を、適応指導教室や塾、あるいはフリースクールのような場所で確保してもいいわけです。子どもが現在、安心して通っている場が、学習指導要領に基づいていれば、それを認定する必要があります。それを行政がつくろうと思ったら、新しい学校をつくることになります。が、正直、イタチごっこになるでしょう。いまの場を認定するかどうかの問題です。

文科省への挑戦状

そういう意味では、この条文は文科省に対する挑戦でもあるわけです。「もっと踏み込んだ議論を」と。検討結果は議員を通じて国会や地域の議会の場で、ぜひ聞いてみてください。

▼一方、今回の法律は「子ども取締法」である という指摘もあります。

まったく議論の土台がちがう話だと思っています。

そもそもいじめはしちゃいけないんです。他人に心身の苦痛を与えることはしちゃいけない。問題となったのは懲戒や出席停止の部分かと思いますが、当然、懲戒や出席停止ですべてを解決できるわけではありません。誤解を生みやすい表現ですが、いじめられた人を救うとともに、いじめた側も救わなければいけません。いじめた人も別の暴力の被害者であることがあります。ただ怒鳴りつけて作文を書かせて言うことを聞かせるだけではなんの解決にもなりません。話を聞いてあげること、コミュニケーションをとっていくことが必要だと考えています。

▼ありがとうございました。（聞き手・石井志昂）

与党・高校無償化見直しワーキングチーム座長として

高校無償化制度を見直し、所得制限の導入へ

8月27日自・公両党は、以下の内容で合意。
今秋の臨時国会で高校無償化2案を改正し、26年度からの導入を目指すことに。

①所得制限の導入

所得制限の基準額は、世帯収入で910万円とする。これにより約22%の世帯が無償化の対象外となり、約490億円の財源が捻出される。
この財源を新たな教育支援（負担軽減）策に活用する。

②新たな教育支援（負担軽減）策

◎給付型（返済不要）奨学金制度 ― 年収250万円未満の世帯で、年間で公立高13万円、私立高14万円を支給。
◎就学支援金の拡充 ― 私立高校生がいる世帯で、年収590万円未満の世帯には現行制度（年収別で年間約12～24万円）から約6万円の上積み。
◎特定扶養控除の縮減に伴い負担増となった特別支援学校生等のいる世帯の負担削減。
◎高校類似の教育課程がある海外の日本人学校、国内各種学校にも就学支援金を支給。